

訪問型サービスの対象者の見直し等について

1. 概要

総合事業の訪問型サービス（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）の対象者について、平成 29 年度は円滑な移行のため、総合事業移行前から訪問介護を利用されている方は、利用の継続が必要な場合は介護予防訪問サービスを利用いただける取扱いをしていた。平成 30 年 4 月以降は、ケアプランの作成時に、アセスメントの中で、利用者の状態像等をもとに必要なサービスを判断するものとする。

なお、生活支援訪問サービスの利用が適当と判断した場合であっても「地域においてサービス提供事業者が確保できない場合は、当分の間、介護予防訪問サービスをご利用いただくことが可能」という取扱いは、平成 30 年度は継続する。

2. 見直し内容（平成 30 年 4 月～）

	対象者の目安	基準
介護予防 訪問サービス	<p>下記要件のいずれかに該当する者</p> <p>①身体介護が必要な方</p> <p>②日常生活に支障をきたすような認知機能の低下による行動や意思疎通の困難さがみられる方</p> <p>③精神疾患等があり、ヘルパーの交代が病状等の悪化につながる恐れがある等の理由により訪問介護員による専門的な支援が必要と判断された方</p> <p>④上記①～③に該当しない場合でも、心身の状態像、家族の支援の状況、などを十分にアセスメントし、訪問介護員による専門的な支援が必要と判断された方。</p> <p>※生活支援訪問サービスの対象者であっても、地域においてサービス提供事業者が確保できない場合は、当分の間、介護予防訪問サービスをご利用いただくことが可能。</p>	<p>①障害高齢者の日常生活自立度 A 以上かつ身体介護が必要な方</p> <p>②認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上または、主治医から認知症の診断を受けている方</p> <p>③主治医意見書や障害者手帳等により、疾病や障害の程度が確認できること。</p> <p>④（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者 ・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者 ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者 等

3. その他

生活支援訪問サービスの定着に向けて、今後、何らかのインセンティブについて検討する。